居宅届マニュアル

久留米市介護保険課 計画・給付チーム

作成:平成29年4月1日

改定:令和 3年8月1日

目 次

第 1	居宅サービス計画等作成依頼届出書等について	
1	居宅サービス計画等作成依頼届出書等とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
2	登録できる事業所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 届出を行うタイミング・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
3	届出を行うタイミング・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
4	届出書の種類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
5	届出書受理から発送までの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
6	登録日(開始日)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 4
7	提出期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
8	提出先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
9	届出時の注意点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
10	給付管理をする事業所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
第2	介護予防ケアマネジメント依頼届について	
1	介護予防ケアマネジメント依頼届とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
2	登録できる事業所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
3	届出を行うタイミング・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
4	サービス種類ごとの届出書一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
5	届出書受理から発送までのながれ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
6	登録日(開始日)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 9
7	提出期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
8	提出先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
9	届出時の注意点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
申請書	書記入例	
1	居宅サービス計画等作成依頼届出書・・・・・・・・・・・・・・1	2
2	小規模多機能型・看護小規模型居宅介護サービス計画作成依頼(新規・変更)届出書 1	
3	居宅届取下げ届出書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 介護予防ケアマネジメント依頼届出書・・・・・・・・・・・・・・・ 1	4
4	介護予防ケアマネジメント依頼届出書・・・・・・・・・・・・・・	5

第1 居宅サービス計画等作成依頼届出書等について

1 居宅サービス計画等作成依頼届出書等(様式第9号、10号、12号)とは

要介護(支援)認定を受けた人が介護サービスまたは介護予防サービス(以下「居宅サービス」という。)を利用するためには、事前に居宅サービス計画(以下、「ケアプラン」という。)を作成する必要があります。居宅サービス計画等作成依頼届出書等(以下、「居宅届等」という。)とは、利用者が居宅介護支援事業所等にケアプランの作成を依頼し、合意したことを市へ届出していただくものです。

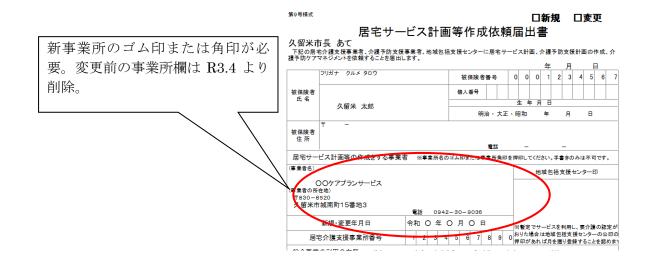
この届出をすることで、事業所は居宅介護支援費又は介護予防支援費(以下、「ケアプラン作成料」という。)の請求を行うことができるようになり、届出を行った事業所の情報(名称と届出日)が利用者の被保険者証に記載されることとなります。

2 登録できる事業所

- (1) 居宅介護支援事業所(以下、「事業所」という。)
 - ①要介護認定者
- (2) 久留米市地域包括支援センター(以下、「包括」という。)
 - ①要支援認定者
 - ※原則、居住地の地域を管轄する包括を登録
- (3) 小規模多機能型居宅介護支援事業所(以下、「小規模」という。)
 - ①要介護認定者
 - ②要支援認定者(予防の指定を受けている場合)
- (4) 看護小規模多機能型居宅介護事業所(以下、「看護小規模」という。)
 - ①要介護認定者

3 届出を行うタイミング

- (1) 被保険者が初めて居宅サービスを利用し、事業所等がケアプランを作成する時
- (2) 要介護区分が変わった時(要介護から要支援、要支援から要介護)
- (3) 事業所等を変更する時(従前の事業所等からの承認が必要。登録年月日は変更後の事業所が担当となり、給付管理を始める日になります。)



4 届出書の種類

- (1) 居宅サービス計画等作成依頼届出書(第9号様式)(以下、「居宅届」という。) 要介護(支援)認定を受けた(又は申請中である)被保険者用 ※包括から事業所が委託を受けた要支援認定の方の場合でも、包括を登録します。
- (2) 小規模多機能型・看護小規模型居宅介護サービス計画作成依頼(新規・変更)届出書 (第10号様式)(以下、「小規模依頼届」という。)

要介護(支援)認定を受け(又は申請中である)、小規模・看護小規模を利用する被保険 者用

※小規模・看護小規模から事業所や包括に変更する場合は、居宅サービス計画等作成依頼 届出書(第9号様式)を使用します。

(3) 居宅届取下げ届出書(第12号様式)※事業所・包括・小規模・看護小規模で共通様式 従前の事業所等の登録を削除するときに使用

5 届出書受理から発送までのながれ

- (1) 届出書を受理 ※原則として被保険者証の添付が必要
- (2) 事業所等を登録
- (3) 登録事業所を記載した被保険者証を発送(受理日の約3日後)
 - ※被保険者証は、原則住民登録地(被保険者証の住所地)へ送付
 - ※被保険者証には、届出年月日(受付日)を印字

6 登録日 (開始日)

居宅届等の「新規・変更年月日」に記載された日付で登録します。新規の場合は、契約日または居宅サービス開始日を記入してください。変更の場合は、変更年月日を記入してください。 ※原則、月を遡った日付での登録は認められません。

7 提出期間

利用者と事業所等が契約を行った日から、居宅サービス利用開始月の月末最終営業日(以下「月末」という。) までに提出してください。

※入院中であっても契約を行っていれば提出可

■ご注意ください■

~月をまたいで提出をしてしまうことが多いケース~

引越しによる保険者変更時、生活保護の方(H3O2)が年齢到達(65歳)により介護保険の 被保険者になる時、区分変更申請で認定結果が月を跨いで出る時

⇒「9 届出時の注意点」参照!

8 提出先

介護保険課、各総合支所市民福祉課、各市民センター

9 届出時の注意点

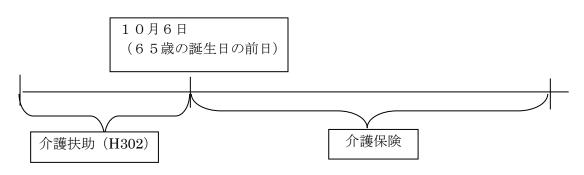
(1) 転入した際、前の認定を引き継ぎ、久留米市でも引き続き居宅サービス利用をする場合

事業所の変更がない場合でも、転入前と転入後では保険者が違うため、"新規"の届出が必要です。転入日の月末までに必ず居宅届を提出してください。ケアプラン作成料の請求は、転入前と転入後のそれぞれの保険者に行います。

(2) 生活保護で65歳未満の方が65歳に到達したことにより、介護保険の被保険者となった場合

資格取得日は誕生日の前日であるため、資格取得日の月末(誕生日の前日の月末)までに居宅届等の提出が必要です。また、誕生日の前日を含む月の請求は<u>生活保護と介護保険で日割り請</u>求となります。

例1) 生活保護受給者で介護扶助を受けていた人(H302から始まる番号を持っている人)が 10月7日で満65歳となり、介護保険の被保険者となった。事業所は10月7日以降も 同じ事業所を利用。

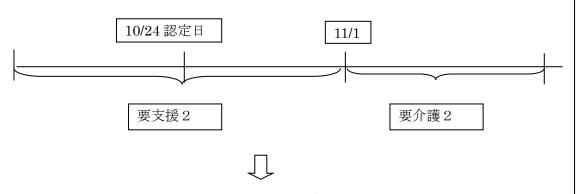


● 介護扶助から介護保険に切り替わる際には、誕生日の前日より介護保険の被保険者として資格 取得となるため、資格取得日である10月6日から居宅サービス利用月の月末である10月末 までに居宅届等を提出。

(3) 更新申請により、要介護区分が変更になった場合

要介護区分が違う認定結果となった場合(要介護から要支援、要支援から要介護になった場合)は認定有効期限終了日をもって事業所等の登録は無効となります。その後すぐに区分変更を行い、元の介護区分に戻ったとしても、再度居宅届等の提出が必要です。

例2) 10月31日まで要支援2の認定を持っている、介護予防サービス利用中の被保険者。 10月7日に更新申請を行い、10月24日に要介護2の認定が下りた。11月1日より 介護サービスを利用開始予定である。

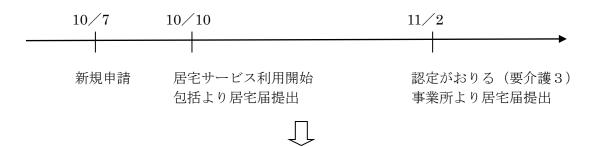


●11月中に事業所が居宅届等を提出。事業者と利用者の契約が済んでいる場合は、認定結果が出た10月24日以降の10月中に「新規・変更年月日」の欄に11月1日と記入して居宅届等を提出することも可能。

(4) 新規申請・区分変更申請に伴う例外的な取扱い

居宅届等は原則として月を遡って登録することはできません。(第1の6を参照) ただし、新規申請・区分変更申請中で、認定結果が要支援か要介護か分からず、結果が出 るまでの期間に、暫定で居宅サービスを利用する場合には、

- ・包括より委託を受けた事業所が、予防と介護両方の暫定プランを作成した上で、包括が 居宅サービス利用開始月の月末までに居宅届を提出する。
- ・結果が要介護だった場合は、包括から遡りの公印をもらい、居宅届を提出する。 以上により、月を遡った登録も可能です。
- 例3)被保険者が新規申請を10月7日に行い、包括から委託を受けた事業所が、暫定プランを作成。10月10日より暫定で居宅サービスの利用を開始するため、10月10日付けで包括より居宅届を提出。11月2日に要介護3の認定がおりた。認定後も委託を受けていた同じ事業所が担当することになった。



● 11月2日に認定が出ているため、事業所は11月2日以降に認定結果を確認し、すみやかに 居宅届を提出。その際に、開始日が月を遡るため、包括から遡りの公印を「地域包括支援セン ター印欄」に押印してもらってから、居宅届の提出を行う。

※暫定で居宅サービス利用をする場合は、自立判定や見込以下の認定が出た場合の自己負担が 発生するリスクについて、利用者によく説明を行ってください。

※認定結果後、すみやかに本プランを作成してください。

【包括から遡りの公印を押してもらう場所】



(5) 他市町村の住所地特例対象者の居宅届

他市町村の被保険者で、久留米市の住所地特例対象施設(特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅の一部)に入所している住所地特例者については、居宅届は通常の場合と流れが異なり、以下の2通りとなります。

① 被保険者が要介護認定を持っている

事業所が直接保険者の市町村に居宅届等を提出します。居宅届を受け取った保険者市町村が、 被保険者証を発送します。

② 被保険者が要支援認定を持っている

包括が施設所在地である久留米市へ居宅届を提出します。久留米市が保険者市町村に居宅届を郵送し、居宅届を受け取った保険者市町村が、被保険者証を発送します。

※各保険者によって居宅届の規則が異なる為、保険者市町村への事前確認が必要です。

10 給付管理をする事業所

同月内に複数の事業所が登録されている場合は、月末時点の登録事業所が給付管理を行います。(ケアプラン作成料の請求権を持つことになります。)

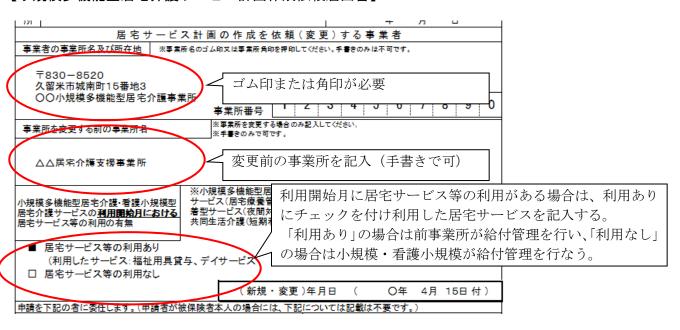
ただし、小規模の場合は上記の取扱いにはならず、次のとおりとなるため注意が必要です。

◎小規模多機能型居宅介護支援事業所が関係する給付管理

月途中で事業所の変更があった場合、給付管理票を提出する事業所

変更前事業所	変更後事業所	変 更 前 事 業 所 で の サービス 利 用	給 付 管 理 票 を 提出する事業所
事業式 . 包括	小規模	あり	事業所・包括
事業所・包括	看護小規模	なし	小規模・看護小規模
小規模	声类形 . 匀 任	あり	事業所・包括
看護小規模	事業所・包括	なし	事業所・包括

【小規模多機能型居宅介護サービス計画作成依頼届出書】



第2 介護予防ケアマネジメント依頼届について

1. 介護予防ケアマネジメント依頼届とは

基本チェックリストで、介護予防・日常生活支援総合事業(以下、「総合事業」という。)の対象となった人(以下、事業対象者という。)が総合事業のサービス(以下、「サービス事業」という。)を利用する際は、介護予防ケアマネジメントを包括に依頼することになります。介護予防ケアマネジメント依頼届」という。)は包括にケアマネジメントの依頼をしたことを市に届出していただくものです。

この届出をすることで、包括はケアプラン作成料の請求を行うことができるようになり、届出 した包括の情報が利用者の被保険者証に記載されます。

2 登録できる事業所

久留米市地域包括支援センター

- ①事業対象者
 - ※原則、居住地の地域を管轄する包括を登録
 - ※要支援者がサービス事業を利用する場合は居宅届を提出します。

3 届出を行うタイミング

- (1) 事業対象者が初めてサービス事業を利用する場合
- (2) 市内転居等で担当包括が変わる場合
- (3) 要介護(支援)認定期間が終了した方が、基本チェックリストを受けて事業対象者となった場合

4 サービス種類ごとの届出書一覧

要介護等状態	サービスの種類	届出種類	届出事業所
要介護→要支援	介護サービス→サービス事業	居宅届	包括
要支援→要介護	サービス事業→介護サービス	居宅届 小規模依頼届	事業所 小規模・看護小規模
要介護→事業対象者	介護サービス→サービス事業	ケアマネジメント 依頼届	包括
要支援→要支援	予防サービス→サービス事業 サービス事業→予防サービス	不要(注1)	なし
要支援→事業対象者	予防サービス→サービス事業	ケアマネジメント 依頼届	包括
事業対象者→要介護	サービス事業→介護サービス	居宅届 小規模依頼届	事業所 小規模・看護小規模
事業対象者→要支援	サービス事業→予防サービス	居宅届 小規模依頼届	包括 小規模

(注1) 要支援でサービスの種類が変わる場合は、ケアマネジメント依頼届の提出は省略 することができるとなっており、久留米市は提出不要として取り扱うこととする。

5 届出書受理から発送までのながれ

- (1) 届出書を受理 ※原則として被保険者証の添付が必要
- (2) 包括を登録
- (3) 包括を記載した被保険者証を発送(受理日の約3日後) ※被保険者証は、原則住民登録地(被保険者証の住所地)への送付

6 登録日(開始日)

- (1) ケアマネジメント依頼届を、基本チェックリストと同月内に提出した場合 基本チェックリスト実施日です。
- (2) ケアマネジメント依頼届を、基本チェックリスト実施月の翌月以降に提出した場合 ケアマネジメント依頼届を届け出た月の初日(1日)です。

7 提出期間

基本チェックリスト実施日から、サービス事業利用開始月の月末まで

8 提出先

介護保険課、各総合支所市民福祉課

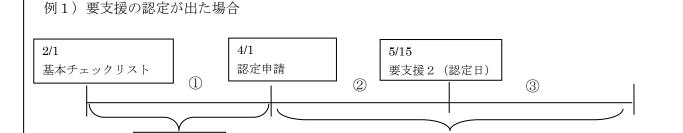
※各市民センターでは受付をいたしておりませんので、ご注意ください。

9 届出時の注意点

- (1) 事業対象者がサービス事業利用と並行して要介護(支援)認定申請を行った場合
 - ① 要支援の認定が出た場合

要支援の認定日は申請日に遡ります。認定日を登録日(開始日)とする居宅届を、包括が提出してください。

要支援者



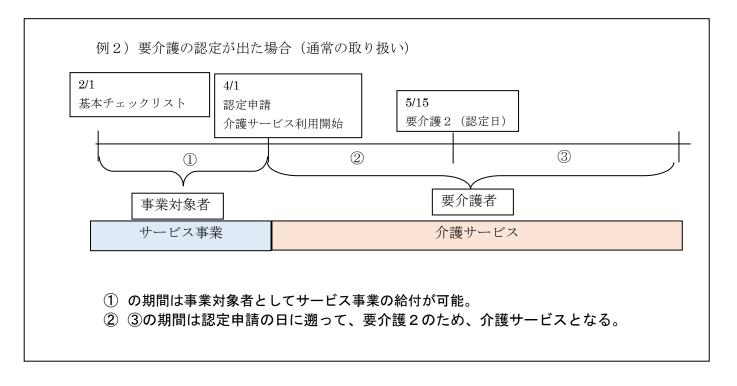
- ① の期間は事業対象者として総合事業の給付が可能。
- ② の期間は要支援者として総合事業の給付が可能
- ③ の期間は②と同じ

事業対象者

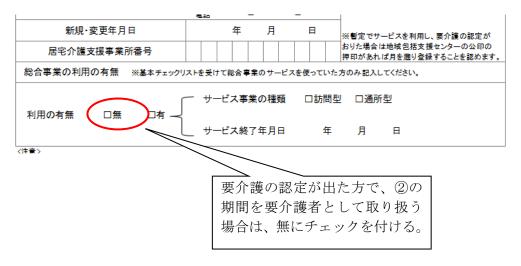
- ●基本チェックリストを受けた2月1日からサービス事業利用開始月の月末までに、包括がケアマネジメント依頼届を提出。
- ●認定申請と同時に暫定で居宅届を提出。(非該当が出た場合は、居宅届取下げ届出書が必要。)
- ●認定後に居宅届を出すことも可能です。その場合、居宅届の「新規年月日」には認定申請年 月日(この場合4月1日)を書いてください。なお、介護予防ケアマネジメントを行った包括と同じ包括が居宅届を提出する場合は、包括の遡りの公印は不要です。

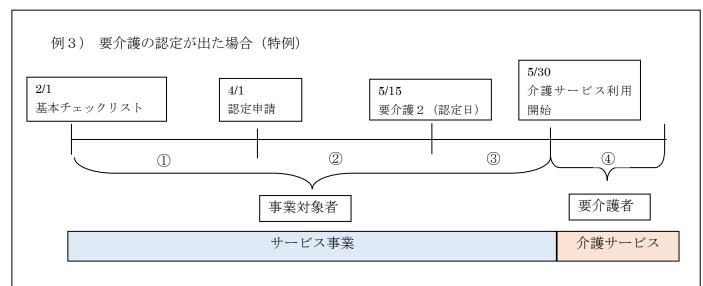
② 要介護の認定が出た場合

原則として、要介護の認定が出た場合も、認定日は申請日に遡ります。ただし、総合事業の費用が全額利用者負担となることを避けるため、特例的に介護サービス利用を開始するまでの間、事業対象者としてサービス事業の利用を継続することが可能です。介護給付のサービス利用を開始する月内に、事業所が居宅届等を提出してください。



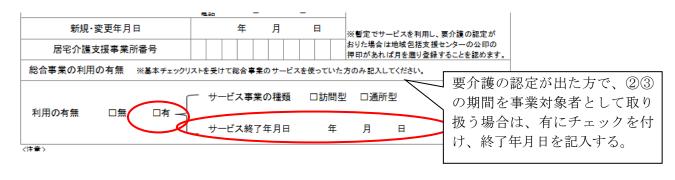
【居宅サービス計画等作成依頼届出書】





- ① の期間は事業対象者としてサービス事業の給付が可能。
- ② の期間を事業対象者として取り扱う場合は、サービス事業の給付が可能。
- ③ の期間は介護サービスの利用を開始するまでの間は、事業対象者として給付が可能。
- ④ の期間は要介護者として介護サービスを利用。
- ●基本チェックリストを受けた2月1日からサービス事業利用開始月の月末までに、包括がケアマネジメント依頼届出書を提出。
- ●②のみまたは、②③を事業対象者として取り扱う場合は、5月15日から月末までの間に居宅届を提出。(6月に居宅届を提出する場合は、包括の遡りの公印が必要)

【居宅サービス計画等作成依頼届出書】



- (2) 他市町村の住所地特例対象者のケアマネジメント依頼届
 - 他市町村の被保険者で、久留米市の住所地特例対象施設(特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、サービス付き高齢者住宅の一部)に入所している住所地特例者については、ケアマネジメント依頼届は通常の場合と流れが異なり、以下のとおりとなります。
 - ① ケアマネジメント依頼届を包括が久留米市に提出
 - ② 久留米市より保険者市町村に郵送
 - ③ 基本チェックリスト及びケアマネジメント依頼届出書を確認した保険者市町村が、被保険者証を発送
 - ※各保険者によってケアマネジメント届の規則が異なる為、保険者市町村への事前確認が必要です。

第9号様式	山														į							
		居字	ミサー	-⊬̈́	ス፤	ŧ+ī	面筝	€作	成化	た 東	酒局	宝.	H :	聿			_		•			
久留米市	i長 あて	/H L	. ,	_	, , L	41 F	- , ∙.		7501		天八	٠,	_									
	介護支援事業者 頼することを届出		支援事業:	者、地域	或包括	5支援	センタ	一に居	宅サー	-ビス	計画、	介記	護予[防支	援計画	の作成	、介語	隻予防	īケア	マ		
-1-2721															年	月		日				
	フリガナ クルメ	4 タロウ						被保	:険者番	号		0	0	0	1	2 3	4	5	6	7		
被保険者								/FII	_	$\neg \top$							П					
氏 名	人 久留米			業所ゴ	ム印	また	は事業	事業所角印を排 「角印が必要で ・受付することが					 E 年	. 月	日							
	入田木	事業所名	が手書																			
	〒 −	り。争業 できませ		チ書さり	0)44(の場	合党1	ন গ ক	ことか													
被保険者 住 所																						
				_						舌												
	ごス計画等の作	作成をする		/※事	業所名	₁のゴ. ——	ム印ま	たは事	業所角	印を押	印して	てくた	さい。	, 手書	きのみ	がは不可	です。					
(事業者名)														坮	地域包	括支援	センタ	一印				
((事業者の所名	OOケアプラン・	サービス																	$\overline{}$			
∓830-85	520							- 1 -	契約日 月を遡	-						記入して	てくだ	さい。	,			
久留米市	城南町15番地	33		電訊	舌	0942	2-30-		1.577	<i>J</i> ((o) 丑.	少水(> I/I\ 3	K.) C	261	- 70°						
電話 0942-30-9(新規・変更年月日 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日 ※暫定でサービスを利用し、要介護の認定が																•						
	—————— 空企罐支援事	坐而悉是		1	2	2	4 5	6	7	Q C	<u></u>	おり	りた場	合は	地域台	包括支援	センタ	<u></u> の	公印の)		
居宅介護支援事業所番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 おりた場合は地域包括支援センターの公印押印があれば月を遡り登録することを認める															めま	す。						
総合事業の利用の有無 ※基本チェックリストを受けて総合事業のサー 居宅介護支援事業所番号を記載してください。																						
	□ サービス事業の種類 □訪問型 □通所型																					
利用の有	頁無 □ □ 類	\ □	有 🚽																			
			ĺ	_ +	ナーヒ	ごス糸	冬了年	月日			年		月		日							
〈注意〉	要介	 ト護認定、タ	更新、区	 分変更	申請	中に	事業	対象												_		
1. この届書は 原則、同月内に		しての介護 む、有の場								まり次 がありる		やか	に久	留米	市に提	出してく	ださい	0				
2. 居宅サービ	H- 17	を記載して				ハチ	₩ 07#	~ J —		出して		い。										
申請を下記の	ととします。	(申請者が	被保険者	本人の	場合	には、	下記に	こついて	 ては記i	載はオ	下要で	ぎす。)									
受任者氏名										連絡党					るところ							
=-+0-	篠山 花子 —————												2-3	30-	903	5 						
受任者住所	習米市城南町15	来事る								本人と		 係 ケアマネジャー										
〈市記入欄〉		田地の									.,		* 1 -	- γ-								
原課	届出を持参し								诗申請						事業者	の開始	年月日					
受	所·電話番号	;で可)、本	人との関	1係を記	さ載し 	,てく <u>;</u>	ださい	。問	区	変	更新	-	開始			/						
付耳納	千歳 高牟	礼 上津	筑邦	送達	Ĕ.		妆 促除:	者証回収	7 4	ì護度			発			ケマ	'プラン	1 +ı	\dashv			
						処理		・未		支・	暫	н •	S		D#	- 77	7 72	<u> </u>	\dashv			
									1"													
〈備考〉 番号確認 個	・通・住・シ	• 職 • ()									受付	·印				
	· CM·個·運		保・年	•聞•	(,))												

第10	号様式													二亲	沂規	,]変	更	
	1.	小規模多	機能型	!・看						ービ	ス	ĦĒ	画作	₣成	依束	頁				
					(新規	見・変	更)	届出	書											
久留治	米市長 あて	5													:	年		月	日	
下記の)小扫描 久 烨 能	型居宅介護等に	- 民宅サービ	ういま	作成太优都	5 オ ス ニ レオ	た屋山! 士・	-												
		£ 名 及 (「一八七四石	19000			* * *			_				\Box		_	. 7	
氏	フリガナ	クルメ タロ	コウ				一	保険	百番.	亏	0	0	0	1	2	3	4	5	6 7	
名		久留米 太	郎				個人	、番号		1 2	3	4	5	6	7	8	9	1	0 1	
住	₹	事業所名	エー は、事業	所角印を	·押							₹月日								
所		印してくた	18 N						年		大・月	诏	日							
771		_ 事業所名 す。事業							変 更	<u>」</u> [)す	る	事業			,,					
事業	者の事業所名	できませ	ん。					<:	ださい	。手書き	のみに	ま不定	可です	- 。						
7	F830-85	20	_																	
	ス留米市城市 スペル担模:	南町15番 多機能型⊿	全介羅事	**				電話番号() —												
		シ1成化土/口	七月岐节	**************************************	事美	業所番号	- 1	2	2	3	4	5		6	7	8	3	9	0	
事業	所を変更する	前の事業所名	<u> </u>			業所を変	 更する場合 で可です	のみ記	込して	てくださし	١,									
						BC ****	.,,,,													
۷	△△居宅介記	護支援事業																		
		1	iiの際は iiのみでi			記入が	必要です	手 。		- 144 I	- + 4					- \/ -	_	<u></u>		
小規模	多機能型居			., ., .						規模型) 計者生活										
介護サ		月開始月にお	<u>ける</u> 居宅		*** 重要	*聞入輩 !誤つ	た届出と	-なる。	出るると、糸	co# 合付管	┺┰だ≣ 理及	ヹ゙゙ヹ		宁型	共同4	生活:	介語	隻(短其	期利用	
, _	スサッ かの	ΣΗ Μ					求に影響													
		ころ等の利用	用あり				1月3日ま 業所)で													
		:サービス : ごス等の利用	用なし		記載し	てくださ	い。変更	後の	小規	模で	の利	用σ)有							
				L		(兼	折規・変	変更)	年月	日	(С)年	4,5	1	31	日付)	
申請を	下記の者にす	を任します。(1	申請者が补	波保険者	本人の場	骨合には、	下記に					<u>+)</u>								
受任者		* #7								易合は 己入し										
受任者		· 花子						月日を記入してください。遡っての登録は原則でき ません。										-		
	 (留米市城南	町15番地3																		
注意		出書は、要介語 川、同月内に届															出	してく	ださ	
	0.º l¥¥	it himpiich	вшоу, с.	物口、グ		7.77.00 頁	.те =	., <u>±</u> m		、民にし		/_/_	` _	C /J	007 4	- 7 0				
		-ビス計画の作 よい場合、サ−										、変	更年	月日	を記入	、し届	出	くださ	い。	
	以下の欄は	、記入しない	ヽでくださ	U.N.																
受		主丸 北野	城島	三潴	耳納	筑邦	上津	高牟	礼	千歳] [FAX		送	達					
付																				
〈備考〉		WALL .									_		$\bar{\exists}$							
	認 個・通・住 認 介・CM・個	・シ・職・(固・運・旅・障	・保・年・	・聞・())													
																受	付日	iD.		
		型居宅介護・看護小規 台月に居宅サービス等		ナービス		事第	美者の開始 かんかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいか	年月日												
処		有 •	無		開始		/													
T.C.	被保険者証回収	介護度	発	行	ケアプラ: 入力			時申記	青区変	市本	ŕ									
理	済・未	介・支・暫	н.е.	λ ከ		情報開	示 新規	: E	4.	更新	1									
	<i>"</i>	7 人 首	3	, , , , , , , , , , , , ,										L						

第12号	様式																		取	下
					J	居宅	届取	下	げ届	出	書									
久留米市	市長	様			•			•	.,,,_											
下記の	ことおり	、居宅	サービ	ス計画	等の作	成依	届出	日を	を記載	して	ください	۰,۱		,	7	<i>-</i>	_			,
フリン	ガナ	クル	メ タロ	ウ					被保险	食者	番号	0	0	0	0		F	<u>月</u>	<u> </u>	
被保険	者氏名	久留	米 太	郎					3人番											
		-	30-85											生	年	月	***************************************			
住	所	久留	米市城市	南町15 ⁵		1 業 計	fの名称	尓・ 戸	听在 地	を訴	¬ λ l .≢	-d				年	F] E		
 居宅 ⁻	サービ	_ ス計画(の作成を	をしている	一事	事業所	fのゴム	和	または	t角E	印を押り	印して	てくけ	ごさし	١,					
(事業	者の事	業所名)			手書さ	のみは	下 原。	則受作	ग ए	さません	∕ა ——							~~~~	
		00ታ	アプラン	゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚	z /	_														ļ
	者の所																			
₹		_							居	宅介	个護支	援事	業原	ſſ番÷	号を	記載	丸して	くださ	ر۱ _°	
											\	699.	番号	;	()	-		
	居宅	介護支	援事業	所番号					1	:	2 3		4	5		6	7	8	9	0
		/T-1.\														取	下げ	年月E	3	
取下に	が理由	例) •特別	養護老	人ホー	ムに入	.所しナ	こため									_	· 	0.5		~ =
		• 病防	記に入院	し、退防	の見え	込みか	ないた	こめ								C)年	O.F.	, (日C
申請を下記	記の者に	 こ委任しま	ます 。(申請者が	被保険	者本	 \の場合	<u>`</u>							_					
受任者氏名		-21-01							取下		月日は. 是出日。									,
		徤	集山 花子	<u> </u>					場合	は原	原則届	出日	のタ	末月	となり	りま	す 。			
受任者住所	听	万 欧亚=	生战壶町	15番地3	.				月を	遡つ	ての取 ケアマ				火()))到1:	杀工 (ござま	ぜん,	
※以下	の欄に			でください							77.	ィイン	77							
				居宅介護	支援	事業者	うへの配	確認	Ž											
				O 確 O 事			平	^z 成	左	F	月	E B								
保険	者確	認欄	_ ,				和田		(+ 1	1 -	<i>†></i> 1		•							ļ
				取下げ月 〇 「あ			小川	,	(<i>8</i> 5%	•	なし)								
					→ É	己作	成又は	(償)	還払い	化化	= (司意	する	•	同	意し	ない)		
	原課	田主丸	北野	城島	三潴	耳	納一日	千歳	高牟	礼	上津	筑	邦		FAX			終了	年月	В
受付付				1			後、事		+	_				∐		_	\setminus		<u> </u>	
'						たしる		木门	11 T	-1·1 I∆Ţ	、したが	. 1119	v ⊟ i	шС	ᇈᄉ	· o ·	L			
処被保険	者証回収	介護原		発行													<u> </u>	受領	£Π	
理済	・未	介・支	·暫H·	· S ·入力	のみ										7	-		文识	니	
〈備考〉														\neg						
番号確認 本人確認					・年・聞	引• ())										

第11号様式														I -	•		
371771326													□≉	 折規	,	□変	更
l		1	護予	防ケ	ア	マネ	ジメ	ント	人 依	輌	显出	-∤重	<u> </u>				
久留米市	1		I HX J	197 /		\		_ '	124	155/1	ч р	- ⊨	•				
ア田 イリ			介護予防ケ	アマネジ	メントを	を依頼する	ることを届	出し	ます。								
1 10 00 00			, 1 HZ 1 HJ 7 .	, , , , , ,			<i></i>	ЩО	0,0				:	年	月		日
	フリガナ						被	保険	者番号								
										+	-		+	+	+	\vdash	_
被保険者				個人	番号												
氏 名		所名は、 てください	事業所ゴ. 、				生	年月	日								
		所名がき	明治・大正・昭和 年 月 日														
	1 T I		が手書きの	のみの場	易合受	を付する	ことが										
被保険者	でき	ません。															
住 所									_								
			_							話		_					
介護予防ケ	アマネジ	ربر ر	る地域	或包括3	支援も	マンター	※ゴム印き	たは	事業所角	印を押	印してく	ださい	。手書	きのみし	ま不可で	です。	
(事業者名)		\mathbb{I}															
(事業者の所名	生地)																
= −	-																
					電話		_		_								
		へ雑士t	· 賽事業所番		-014												Τ
	- 石石	八 吱叉1	マサ木の田				/24-25		<u> </u>								
基本チェ	ニックリスト実	施日	-	サービス	開始日	3	〈注意		 宅介語	(支援	事業	所番	号を記	記載し	てくけ	ニさい 。	
							開始し		C 71 B	2	. 	//I E	۱ بے ر	10 +74 0) C (//	。	1
年	三月	В		年	月	日			等で担								
	_						(征削))地域	包括支持	麦セン ク	Z—(□ ₃	里絡の	つん捉	出して	くたさい	١,	
基本チェッ			を記入して	てください	, \ °	サー	ビス事	業開	始日を	記入	してく	ださい	١,				
未来日ではまた、月を			訓できませ	6.		合には、	下記に	コンフ	计記載	什不可	三です)					
6/2(/)2.	<u> </u>	工业水 〇//八、	R) C C & C	700		1010100	I BLIC	JU - C		8条代			とれる。	ところ)			
受任者住所									-	人との	朋友						
文任有任別									4	·,_0,	州						
					-	1											
届出を持参				•			送達										
所•電話番	で可)、本	人との関	係を記載し	こてくださ	ヹい。												
1য						,											
被保険者記	テロカーケア:		同時申請	ŧ		チェック	リスト実別	. p									
処	<u> </u>	<u>ל</u>	青報開示	新規		, エッソ	,ハl [*] 天』	5 H									
理済・	*						/										
<u> </u>																	
〈備考〉 ※旦遊認 個		. S Rith	- (_		_		`								付印	
番号確認 個本人確認 介				・年・間	引•(,)							-	